

積算熱量計の型式承認申請手続きについて

I. 技術的相談について

積算熱量計の型式に関する技術的相談についての産業技術総合研究所担当部署

独立行政法人産業技術総合研究所 計測標準研究部門 法定計量技術科

〒305-8563 茨城県つくば市 梅園1-1-1 中央第3

TEL 029-861- 4057 or 4058

FAX 029-861-4055

II. 申請手続きについて

(1) 申請書は『特定計量器検定検査規則』第30条第1項(様式第7による、製造事業者型式承認申請書、輸入事業者型式承認申請書又は外国製造事業者型式承認申請書)に従い、該当事項を記入し、記入事項に誤りのないことを確認した後、標準供給保証室に申請書1部及び提出図書等(詳細は「III. 提出図書等について」を参照下さい)を提出していただきます。

申請受理後、事務手続きの処理を行い手数料振り込みのご案内を郵送いたしますので、計量法関係手数料令第4条に定める手数料を次の銀行口座へ払い込みをお願い致します。

銀行名 三菱東京UFJ銀行千代田支店
種別 普通
口座名義 独立行政法人産業技術総合研究所
口座番号 6071041

★型式承認手数料:

○積算熱量計 629,500円

★型式承認減額手数料:

型式承認手数料から試験を行う必要のない試験項目に応じ、それぞれ次の金額と51,700円を合計した金額を減じる(減額する試験項目が複数ある場合は、その合計金額)

○積算熱量計

1 耐久性に係る計量測定部の試験	444,200円
2 電子装置の性能に係る試験	99,700円
3 1または2に掲げる試験以外の試験	112,700円
(1と2の試験項目を合わせて減額する場合)	514,900円
(1と3の試験項目を合わせて減額する場合)	455,400円

(注) 試験要否の判断については「独立行政法人産業技術総合研究所が行う計量法に基づく検定、検査等及び特定標準器による校正等に関する規程」の別紙による。また、減額項目の規定適用については適用される全ての試験を実施しない場合(申請者の試験設備を使用した場合であって、減額できるものを含む)とする。

(2) 軽微変更届出は『独立行政法人産業技術総合研究所が行う計量法に基づく検定、検査等及び特定標準器による校正等に関する規程』第14条(様式第2による承認型式軽微変更届出書)に従い、該当事項を記入し、記入事項に誤りのないことを確認した後、標準供給保証室に届出書1部及び変更または追加する図面3部を提出していただきます。

(3) 申請及び届出に関する問合せ

独立行政法人産業技術総合研究所 計量標準管理センター 標準供給保証室
〒305-8563 茨城県つくば市 梅園1-1-1 中央第3
TEL 029-861-4026
FAX 029-861-4018

なお、申請に関する手続き及び申請書フォーマットは以下のホームページにも記載してありますのでご参照下さい。

<http://www.nmij.jp/service/P/legal/katashiki/>

III. 提出図書等について

提出図書のうち1)の構造図・作動原理図については3部、1)製造工程図、2)、3)の説明書等については1部提出下さい。

(構造図・作動原理図の部数3部内訳)

- ・申請者の保管図面 1部 (試験終了後承認の場合、承認通知書と合わせ承認図書として申請者宛に送付します。不承認の場合、不承認通知書と合わせて申請者に返却します。)
- ・承認機関の保管図面 2部 (審査担当部署保管及び承認担当部署用)

特定計量器検定検査規則 第30条第2項第2号及び第3号(新規型式の場合)

- 1) 試験用の特定計量器の構造図、作動原理図、製造工程図その他の試験用の特定計量器の構造、使用方法、使用条件及び製造の方法を説明した書類
- 2) 料金及び運賃を表示する機能を有するものにあつては、その計算方法、計算機構及び表示機構の構造図、作動原理図その他の説明書
- 3) 販売時点情報管理装置その他の電子計算機と接続して使用することができる特定計量器にあつては、パルス数、定格電圧その他の接続条件及び接続方法の構造図、作動原理図その他の説明書

III-1 1)の 構造図・作動原理図について

1. 用紙の大きさ、書式、作図方法及びファイリング

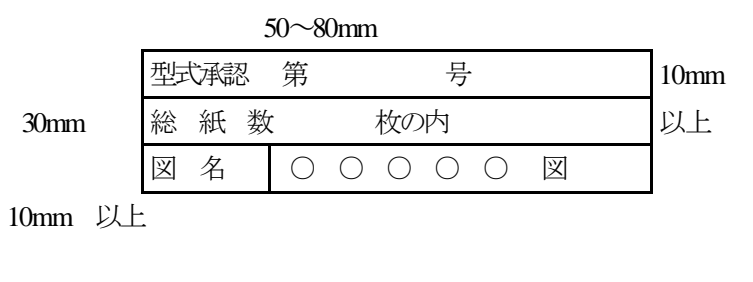
(1) 用紙の大きさは日本工業規格(JIS) A4版とします。

ただし、やむを得ない場合A3版でも結構です。

(2) 製本のためにA4版は長手方向を上下とした位置を、A3版は長手方向を左右とした位置をそれぞれ正位として、綴じ代を左側に30mm程度設けて下さい。また、A3版の用紙はZ折りでA4版の大きさに折り畳んで下さい。

(3) 図面の輪郭の指定はありませんが、輪郭の有無は何れかに統一して下さい。

(4) 図面下方右側に次に示す図名等の枠を設けて下さい。枠の右端及び下端と用紙の端との間隔は10mm以上開けて下さい。



(5) 文章による記載は最小限とし、図面によって内容が理解できるようにして下さい。

使用する材料等の記載は、部品欄（パーツリスト）を図の右側上方に設けて記載するか、別にパーツリストを作成して下さい。

(6) 同一図名が複数枚ある場合には、図名の枠外に通し番号を付けて下さい。

記載例：外観図の場合

外 観 図 2	
型式承認 第	号
総紙数	枚の内
図名	外 観 図

(7) 図面にはそれぞれ表紙を付けて下さい。

表紙例 サイズ：A4

(見本：新規型式・承認型式)

型式承認試験 構造図・作動原理図	
型式承認 第	〇〇〇〇 号
種類：	〇〇メーター
承認日：	平成 年 月 日
申請者：	〇〇〇〇株式会社
総紙数	〇〇枚の内 1

注：承認日は空白にてお願いします。

(見本：軽微変更届出)

承認型式 軽微変更届出	
型式承認 第	〇〇〇〇 号
種類：	〇〇メーター
受理日：	平成 年 月 日
申請者：	〇〇〇〇株式会社
総枚数	〇〇枚

注：受理日は空白にてお願いします。

総枚数の〇〇は表紙を含めた枚数を記載下さい。

2. 構造図・作動原理図の図名代表事例を以下に記します

- (1) 図面対象表
- (2) 外観図
- (3) 外観寸法図
- (4) 表示面図
- (5) 封印指定図
- (6) 組立図
- (7) 主要部品図
- (8) ブロック図
- (9) 電気回路図
- (10) 回路基板図
- (11) パターン図
- (12) フローチャート図
- (13) 分離できる表示機構図
- (14) 作動原理図

IV. 試験用の特定計量器について

申請書に添えて、提出する試験用の特定計量器は、申請内容により異なりますので事前に担当者との協議をお願いします。